

令和5年5月8日

高知県柔道審判員 各位

高知県柔道協会  
会長 寛藤次男  
( 公印省略 )

## 令和5年度 柔道審判員講習会 実施要領

高知県内の柔道審判技能向上を目的として、令和5年度柔道審判員講習会を下記の内容で実施いたしますので、講習会参加についてよろしくお願いいたします。

### 記

- 1 日 時 令和5年5月20日(県高校総体終了後開始予定)
- 2 会 場 高知県立武道館
- 3 対 象 者 B・Cライセンス保持者、Cライセンス受験予定者
- 4 講 師 上岡 成年(自営業：Aライセンス)  
弘田 恵太(県教委：Aライセンス)
- 5 申込方法 右下のリンク URL か QR コードより申し込むこと

### 連絡事項

令和5年度のCライセンス受験予定者は、受験前の審判講習会を必ず受講してください。

B・Cライセンス保持者は、ライセンス更新要件として2年間に1回以上審判講習会を受講する必要があります。(参考・公益財団法人全日本柔道連盟 公認審判員規程)  
各自、筆記用具持参のこと

### 参考 公益財団法人全日本柔道連盟 公認審判員規程

#### 第11条 (審判員資格の有効期間)

1. Sライセンス審判員資格の有効期間は、当該資格の認定を受けた日から、その2年後応当日の直後に到来する3月31日までとする。ただし、本連盟は審査のうえ2年の有効期間を更新することができる。
2. その他の審判員資格の有効期間は、当該資格の認定を受けた日から、その4年後応当日の直後に到来する3月31日までとする。ただし、管轄する団体は審査のうえ4年の有効期間を更新することができる。
3. 審判員の更新要件は原則として以下のとおりとする。Sライセンス審判員は審判員研修会を年1回以上受講すること。コンプライアンス講義を年1回以上受講すること。2年間に1度以上試合の審判に携わること。その他の審判員は審判員研修会を2年間に1回以上受講すること。コンプライアンス講義を年1回以上受講すること。4年間に1度以上試合の審判に携わること。
4. 更新にあたり、審判員は、管轄団体に対して資格の更新の申請を行い、管轄団体は、更新要件を確認のうえ、更新を認めることができる。ただし、管轄団体は、事情により更新要件を満たせない者については、その事情を考慮のうえ、更新の可否を判断することができる。

申込みはこちら



<https://forms.gle/vo3kAfb2CnhQNtHt5>